

障害者総合支援法に基づくヘイセイホームヘルプステーション
(居宅介護・同行援護)重要事項説明書

1. 事業者

事業者の名称	有限会社 医療福祉研究所ヘイセイ
事業者の所在地	岡山県倉敷市老松町4丁目4-7
電話番号	086-427-8451
代表者氏名	取締役 目黒 文夫
設立年月	平成1年7月20日

2. 事業所の概要

事業所の種類	指定障害福祉サービスの居宅介護・同行援護
事業所番号	第3310200658号
事業所の名称	ヘイセイホームヘルプステーション
事業所の所在地	岡山県倉敷市老松町4丁目4-7
電話番号	086-427-8451
管理者氏名	高尾 卓治

3. 事業の目的と運営方針

事業の目的	指定居宅介護及びならびに指定同行援護の円滑な運営管理を図ると共に利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った指定居宅介護等の提供を確保することを目的とします。
運営方針	利用者が、居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、介護ならびに生活等に関する相談及び助言、その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行います。

4. 事業実施地域

倉敷市・岡山市・総社市・浅口市・早島町・矢掛町・里庄町

5. 営業時間

営業日	月曜日から土曜日 但し12月30日から1月3日を除く。
営業時間	月曜日から金曜日 9時～17時 土曜日 9時～13時 祝日 9時～17時
サービス提供可能時間帯	24時間365日対応とし、電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。

6. 職員の体制

従業員の職種	常勤	非常勤	職務の内容
管理者	1名		従業者の管理及び業務の管理
サービス提供責任者	4名		居宅介護計画書等の作成業務等
従業者(ホームヘルパー) 〔介護福祉士・実務者研修修了者 訪問介護員1級課程修了者 介護職員基礎研修課程修了者 (旧訪問介護員2級課程修了者)〕	5名以上	5名以上	居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助等

7. 指定居宅介護等の内容

事業所が提供するサービス内容は、次のとおりです。

- ① 居宅介護計画の作成
 - ② 身体介護に関する内容
食事、排泄、衣類着脱、入浴の介助、身体の清拭、洗髪、通院介助(③の事業として実施する通院等のための乗車又は降車の介助を除く)その他必要な身体介護。
 - ③ 通院等のための乗車又は降車
通院等の介助について、本事業所の従業者が自ら運転して通院を支援。
 - ④ 家事援助に関する内容
調理、衣類の洗濯、補修、住居等の掃除、整理整頓、生活必需品の買い物、関係機関との連絡その他必要な家事。
 - ⑤ 同行援護に関する内容
移動時及びそれに伴う外出先において必要な視覚的情報の支援(代筆・代読を含む。)必要な移動の援護、排泄・食事等の介護その他の生活全般にわたる援助。
 - ⑥ 前各号に掲げる便宜に付帯する便宜
- ② から⑤に付帯するその他必要な介護、家事、相談、助言。

8. 利用者負担額

上記サービスにかかる利用料金に対しては、支援費が支給されます。支援費は、当事業所が代理受領いたしますので、利用者から受給者証の記載内容に基づきお支払いいただきます。

〈2人のホームヘルパーにより訪問を行った場合〉

1人のヘルパーによる介護が困難と認められる場合等で、利用者の同意のもと2人のヘルパーでサービスを提供した場合は、2倍の利用者負担額をいただきます。

(居宅介護サービス利用料)

項 目		利用料	主な加算
イ. 身体介護 ロ. 通院等介助 (身体介護を伴う場合)	30分未満	256円/回	・早朝・夜間帯 (6時～8時、18時～22時) 25%加算
	30分～1時間未満	404円/回	
	1時間～1時間30分	587円/回	
	以下30分増すごとに	約83円/回	
ハ. 家事援助	30分未満	106円/回	・深夜(22時～6時) 50%加算 ・2人にて提供 100%加算
	30分～45分未満	153円/回	
	45分～1時間未満	197円/回	
	1時間～1時間15分未満	239円/回	
	1時間15分～1時間 30分未満	275円/回	
	以下15分増すごとに	約35円/回	
ニ. 通院等介助	30分未満	106円/回	
	30分～1時間未満	197円/回	
	1時間～1時間30分	275円/回	
	以下30分増すごとに	約69円/回	
ホ. 通院等のための 乗車又は降車の介助		102円/回	
緊急時対応加算	月2回まで	100円/回	・初回時及び緊急時の対応について加算
初回加算		200円/回	
利用者負担上 限額管理加算		150円/月	・利用者負担額合計額の管理を行った場合に加算

(同行援護サービス利用料)

項 目		利用料	主な加算
同行援護サービス	30分未満	191円/回	・早朝・夜間帯 (6時～8時、18時～22時) 25%加算 ・深夜(22時～6時) 50%加算 ・2人にて提供 100%加算 ・区分3以上に該当する場合 20%加算 ・区分4以上に該当する場合 40%加算
	30分～1時間未満	302円/回	
	1時間～1時間30分	436円/回	
	1時間30分～2時間	501円/回	
	2時間～2時間30分	566円/回	
	2時間30分～3時間	632円/回	
	以下30分増すごとに	約66円/回	
緊急時対応加算	月2回まで	100円/回	・初回時及び緊急時の対応について加算
初回加算		200円/回	
利用者負担上限額管理加算		150円/月	・利用者負担合計額の管理を行った場合に加算

(その他利用料)

通常の事業の実施地域を越えた地点で行う指定居宅介護等に要した交通費は、その実費をいただきます。尚、自動車を使用した場合の交通費は、次の額をいただきます。

- ① 通常の事業の実施地域を越えた地点から、往復10km未満までを500円。
- ② 通常の事業の実施地域を越えた地点から、往復10km以上、20km未満までを600円。

※ 更に10kmを増すごとに100円を追加。

9. 事故発生時の対応

- ① 利用者に対するサービスの提供により、事故が発生した場合は、速やかに市及び利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。又、事故の状況及び事故に際して採った処置については、記録をします。
- ② 利用者に対するサービスの提供により事故が発生し、損害が発生した場合は、その損害を賠償します。但し、自らの責に帰すべき事由によらない場合はこの限りではありません。
- ③ 事故が生じた際には、その原因を解明し、再発防止のための対策を講じます。
- ④ 事業所に連絡するとともに、緊急時の対応をします。

10. 緊急時の対応

事業所の従業者は、現にサービスの提供を行っている時に、事故又は利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じた場合は速やかに状態を把握し、家族への連絡、主治医、及び事業所への連絡を遅滞なく行い、状況に応じた対処に努めます。

11. 苦情処理の体制

① 事業所内の苦情窓口

利用者、及び家族の方は、提供されたサービス等に対し、苦情がある場合は、いつでも苦情窓口、及び管理者に申し出てください。

苦情の申し出があった場合は、迅速かつ適切に対応し、サービスの質向上・改善に努めます。

連絡先: 有限会社 医療福祉研究所ヘイセイ

電話番号: 086-427-8451

FAX番号: 086-427-8002

夜間・休日についても、常時連絡が可能な体制とします。

② 事業所以外の苦情受付機関

* 岡山県運営適正化委員会(福祉サービス苦情解決合議会)

電話番号:086-226-9400

FAX番号:086-226-9400

* 倉敷市保健福祉局福祉部障がい福祉課

電話番号:086-426-3305

* 岡山市障害福祉課

電話番号:086-803-1235

* 総社市福祉課障がい福祉係

電話番号:0866-92-8269

* 浅口市社会福祉課障害福祉係

電話番号:0865-44-7007

* 都窪郡早島町福祉課福祉係

電話番号:086-482-2483

* 小田郡矢掛町保健福祉課

電話番号:0866-82-1013

* 浅口郡里庄町健康福祉課

電話番号:0865-64-7211

12. 虐待の防止のための措置に関する事項

事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のための指針を整備し、管理者を虐待防止責任者として配置し次の措置を講じるものとする。

① 虐待の未然防止

管理者は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止、早期発見、迅速かつ適切な対応ができ、また尊厳保持・人格尊重に対する配慮ができるよう従業者への研修を年1回以上実施し記録する。

また、新規採用時にも必ず虐待の防止のための研修を実施し記録する。

② 虐待等の早期発見

虐待等に対する相談体制、市町村の通報窓口の周知等を行う。また利用者及びその家族からの虐待等に係る相談、利用者からの市町村への虐待の届出について適切な対応を行う。

③ 虐待等への迅速かつ適切な対応

管理者は、虐待が発生した場合には速やかに市町村の窓口に通報等を行い、手続きが迅速かつ適切に行われ、また、虐待等に対する調査等に協力するよう務める。

④ 管理者は、虐待防止のための対策を検討する「虐待等防止委員会」を設置し定期的に(年1回以上)委員会を開催し委員会での検討結果を従業者に対し周知徹底を図る。

13. 身体拘束等の適正化に関する項目

事業所は、身体拘束等の適正化のための指針を整備し、管理者を、身体拘束等の適正責任者として配置し次の措置を講じるものとする。

① 記録の整備

管理者は、身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。

② 委員会の開催

管理者は、身体拘束の適正化のための対策を検討する委員会を年1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

③ 研修の実施

管理者は、従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を年1回以上実施する。また、新規採用時にも必ず身体拘束等の適正化の研修を実施し記録する。

14. 感染症の予防及びまん延の防止に関する項目
事業所は、感染症の予防及びまん延の防止対策の指針を整備し、管理者を、感染症の予防及びまん延防止対策責任者として配置し次の措置を講じるものとする。
 - ① 委員会の開催
感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図る。
 - ② 研修及び訓練の実施
訪問介護員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施し記録する。また、新規採用時にも感染症の予防及びまん延の防止のための研修を実施し記録する。
15. 感染症及び自然災害発生時における業務継続計画(BCP)に関する項目
事業所は、感染症及び自然災害発生時における業務継続計画(BCP)を策定、整備し、管理者を、感染症及び自然災害発生時における業務継続計画(BCP)の対策責任者として配置し次の措置を講じるものとする。
 - ① 委員会の開催
感染症及び自然災害発生時における業務継続計画(BCP)を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図る。
 - ② 研修及び訓練の実施
訪問介護員に対し、感染症及び自然災害発生時における業務継続計画(BCP)の研修及び訓練を定期的に実施し記録する。
また、新規採用時にも感染症及び自然災害発生時における業務継続計画(BCP)の研修を実施し記録する。
16. ハラスメント対策に関する項目
適切なサービスの提供を確保する観点から、性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものによりサービスの提供に支障がある場合や、従業員の就業環境が害されることを防止するための対策を行うものとする。
事業所は、ハラスメント防止対策の指針を整備し、管理者を、ハラスメント防止対策責任者として配置し次の措置を講じるものとする。
 - ① 指針の整備
職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業員に周知・啓発を行う。
 - ② 研修の実施
管理者は、従業員に対し、ハラスメント防止のための研修を年1回以上実施し記録する。また、新規採用時にも必ずのハラスメント防止の研修を実施し記録する。
17. アルコール検知器を用いた酒気帯び確認
事業所は、訪問車の安全な運転に必要な業務を行う者として所長を安全運転管理者として配置し次の措置を講じるものとする。
 - ① 安全運転管理者の業務として、運転前後の運転者の酒気帯びの有無の確認をアルコール検知器を用いて行います。
 - ② 安全運転管理者の業務として、酒気帯びの有無の確認内容の記録・保存、アルコール検知器の常時有効保持に努めます。
18. 障害者の意思決定支援の推進について
利用者が自立した日常生活又は社会生活を営む事ができるよう、次の基本原則に十分留意しつつ、利用者の意思決定の支援に配慮する。
 - ① 本人への支援は、自己決定の尊重に基づき行う。
 - ② 職員等の価値観においては不合理と思われる決定でも、他者への7権利を侵害しないのであれば、その選択を尊重するように努める。

- ③ 本人の自己決定や意思確認が困難な場合は、本人をよく知る関係者が集まって、様々な情報を把握し、根拠を明確にしながら意思及び選好を推定する。
- ④ 本人の意思に反する異性介助がなされないよう、本人の意思を把握するとともに、本人の意思を踏まえたサービス体制の確保に努める。また、人員体勢の確保等の観点から十分に対応することが難しい場合には、その旨を利用者に対して丁寧に説明を行い、理解を得るように努める。

19. 第3者評価の実施の状況
実施なし

20. その他運営に関する留意事項

- ① 従業者に対して、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、業務上知り得た利用者、またはその家族の秘密を漏らすことがないように指導教育を適時行い誓約書に記名押印します。
- ② 個人情報保護方針を定め確実な履行に努めます。
- ③ 利用者からの求めに応じて、サービス提供記録を開示します。
- ④ 利用者及び家族の個人情報をを用いる場合には、利用者及び家族に、利用目的を明記した文書によりあらかじめ同意を得ます。
- ⑤ この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、有限会社 医療福祉研究所 ヘイセイと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

令和7年1月1日改訂